

## 「緊急事態基本法」の早期制定を求める意見書

東日本大震災は未曾有の被害をもたらした。現在、懸命に復旧、復興の作業を行っているが、一方、震災・津波被害への対応や福島第一原子力発電所の放射能汚染被害などの国家的緊急事態への対応において、国民の安全を守るための法律の不備が指摘されている。世界の多数の国々では、今回のような大規模自然災害時には「緊急事態宣言」を発令し、政府主導のもとに震災救援と復興に対処しているのである。

我が国のように平時体制のまま国家的緊急事態を乗り切ろうとすると、警察、消防、自衛隊などの初動態勢において、例えば部隊の移動、私有物の撤去、土地の収用などに手間取り、救援活動にさまざまな支障を来し、その結果さらに被害が拡大する恐れがある。

また、我が国の憲法はその前文に代表されるように平時を想定した文面となっており、各国に見られるような外部からの武力攻撃、テロや大規模自然災害を想定した「非常事態条項」が明記されていない。

そこで、大きな災害、原子力発電所の臨界事故などや、外国からの侵略やテロ、騒乱などの有事など、国家の独立と安全における危機や、国民の生命・財産が脅かされる重大で切迫した事態に対応するために、緊急事態宣言を発動して政府と地方自治体が一体になって迅速かつ適切に対処する必要がある。

平成 16 年 5 月にはその不備を補足すべく、自民、公明、民主三党が「緊急事態基本法」の制定で合意したが、成立に至っていない。

よって、国におかれては、今後想定されるあらゆる事態に備え、日本及び国民の安全・安心を守るため「緊急事態基本法」を早急に制定されるよう強く要望する。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

高知県議会議長 中 面 哲

衆議院議長  
参議院議長  
内閣総理大臣  
総務大臣  
法務大臣  
外務大臣  
文部科学大臣  
経済産業大臣  
国土交通大臣  
防衛大臣  
内閣官房長官  
警察庁長官

様